

答 申 書
(答 申 第 193 号)
平成 27 年 4 月 30 日

1 審査会の結論

合同会社〇〇〇〇（〇〇〇〇氏）の平成〇年度における蜜蜂に関する書類及び〇〇〇〇氏の平成〇年度における蜜蜂に関する書類のうち、別紙 1 の表に掲げる異議申立てに係る対象公文書の非開示部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立の経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、「ア 合同会社〇〇〇〇の平成〇年度における蜜蜂に関する書類一式」及び「イ 〇〇〇〇氏の平成〇年度における蜜蜂に関する書類一式」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として (1) のアについては、蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書（平成〇年〇月〇日付け届出）、蜜蜂転飼許可申請書（平成〇年〇月〇日付け申請）及び蜜蜂飼育変更届出書（平成〇年〇月〇日付け届出）、イについては、蜜蜂飼育届出書（平成〇年〇月〇日付け届出）、蜜蜂飼育変更届出書（平成〇年〇月〇日付け届出）及び蜜蜂転飼許可申請書（平成〇年〇月〇日付け申請）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）又は同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分において非開示とした情報のうち、別紙 1 の表に掲げる非開示部分の開示を求めていることから、本件処分のうち当該情報を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名について

(ア) 実施機関は、転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められると主張する。

(イ) 転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名が開示されると、特定の個人が識別され、当該個人の特定事業者との契約に関する情報が明らかとなる。このような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1 号情報に該当するものと判断する。

(4) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立法人等をいう。）地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ

るものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、飼育蜂群数や飼育場所などは、法人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるものと認められると主張する。

なお、養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項に基づき、蜜蜂の飼育を行う者は、氏名又は名称及び住所、蜂群数、飼育の場所及びその期間等を届け出なければならない。また、転飼する場合においても、同法第4条第1項及び養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号）第2条並びに北海道蜜蜂転飼条例（昭和32年北海道条例第15号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない。

ウ 転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名について

転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名が開示されると、当該土地を所有する法人等と特定事業者との契約に関する情報が明らかとなるなど、当該事業者の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

エ 飼育場所、最大計画蜂群数、飼育蜂群数、飼育予定最大計画蜂群数について

蜜蜂の飼育場所は、養蜂事業者が周辺の蜜源状況の把握や地権者との協議などを経て当該事業者が確保するものである。そのため、この蜜源等が他の養蜂事業者に知られることにより、当該養蜂事業者との競合等による不利益を被るおそれがあることが認められる。

また、養蜂事業においては、1箱当たりを1群（1匹の女王蜂を中心とするコロニー）として飼養しており、1箱あたりの採れる蜂蜜の量はおよそ一定であるとされる。そのため、蜂群数等が開示されることにより、経営規模や収益性などを推測することも可能となることが認められる。

以上のことから、飼育場所、最大計画蜂群数、飼育蜂群数、飼育予定最大計画蜂群数を開示することにより、当該法人等の事業活動が不当に損なわれると認められる。

オ 蜜蜂飼育変更届出書の「3届出事項の変更」のうち、「従来の届出の内容」欄から「変更の理由」欄までの記述について

当該蜜蜂飼育変更届出書には、〇〇〇〇氏の事業内容に関わる届出事項の変更が記載されているが、この変更内容は公知の事実でなく、開示することにより当該個人の営む競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるものと認められる。

カ したがって、当審査会としては、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした前記ウからオまでの情報は、いずれも2号情報に該当するものと判断する。

なお、異議申立人は、合同会社〇〇〇〇及び〇〇〇〇氏の事業活動は、違法又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことから、正当な権利利益がなく、2号情報に該当しない旨主張する。

しかしながら、法人又は事業を営む個人の事業活動が違法であるならば、開示請求内容が2号情報に該当しないということにはならない。開示の可否は、開示請求内容が条例第10条第1項第2号の各要件に該当するか否かによってのみ決定されるからである。

そのため、異議申立人の主張を採用することはできない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年1月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号473） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出

平成27年 1 月 14 日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成27年 2 月 6 日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成27年 2 月 24 日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成27年 4 月 13 日 (第二部会)	○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 答申案骨子審議
平成27年 4 月 22 日 (第79回審査会)	○ 答申案審議
平成27年 4 月 30 日	○ 答申

異議申立てに係る対象公文書と非開示部分

対象公文書名		非開示部分		該当条項
合同会社〇〇〇〇（〇〇〇〇）の平成〇年度における蜜蜂に関する書類				
1	蜜蜂転飼許可申請書 （平成〇年〇月〇日付け申請）	①	転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名	条例第 10 条第 1 項第 1 号 及び同項第 2 号
		②	最大計画蜂群数	条例第 10 条第 1 項第 2 号
2	蜜蜂飼育変更届出書 （平成〇年〇月〇日付け届出）	③	転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名	条例第 10 条第 1 項第 1 号 及び同項第 2 号
〇〇〇〇の平成〇年度における蜜蜂に関する書類				
3	蜜蜂飼育届出書 （平成〇年〇月〇日付け届出）	④	飼育蜂群数及び飼育場所	条例第 10 条第 1 項第 2 号
4	蜜蜂飼育変更届出書 （平成〇年〇月〇日付け届出）	⑤	蜜蜂飼育変更届出書の「3届出事項の変更」のうち、「従来の届出の内容」欄から「変更の理由」欄までの記述	条例第 10 条第 1 項第 2 号
		⑥	飼育予定最大計画蜂群数及び飼育場所	条例第 10 条第 1 項第 2 号
		⑦	転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名	条例第 10 条第 1 項第 1 号 及び同項第 2 号
5	蜜蜂転飼許可申請書 （平成〇年〇月〇日付け申請）	⑧	転飼場所の住所並びに当該土地所有者等の住所及び氏名	条例第 10 条第 1 項第 1 号 及び同項第 2 号
		⑨	飼育予定最大計画蜂群数	条例第 10 条第 1 項第 2 号